

(3) 社会復帰対策

1) ソーシャルクラブ

① 目的

回復途上にある精神障害者にくつろげるふれあいの場を提供するとともに、社会復帰へ向けて地域社会での生活を円滑に続けていけるよう援助することを目的とする。

② 対象者

在宅療養中の精神障害者または入院中の精神障害者であって退院を間近に控えた者で、本人及び保護者がソーシャルクラブ参加を希望しかつ主治医の勧めがある者のうち、当該者を取り巻く諸条件を検討のうえ効果が期待できると判断されるもの。

③ 開催日時・場所

	日	時	場 所
ほのぼの会	毎月第2, 3, 4月曜日	10:00~15:00	対馬保健所・地域活動所きらり
峰玉会	毎月第1水曜日	13:30~15:30	豊玉町母子健康管理センター 峰保健福祉センター

④ 事業内容

料理、レクリエーション、スポーツ、生け花、手芸、書道、畑作業、ボランティア活動
海水浴、クリスマス会などの季節の行事、ほか病院デイケア、地域住民との交流会などを開催している。

		合計	(下地区)	(中地区)	(上地区)
			ほのぼの会	峰玉会	はるかぜ会
平成十三年 度	回数	56	34		22
	頻度	5回/月	3回/月		2回/月
	登録者数	23	15		8
	参加実人員	44	22		22
	参加延べ数	353	275		78
平成十四 年度	回数	46	34		12
	頻度	4回/月	3回/月		1回/月
	登録者数	28	15		13
	参加実人員	39	26		13
	参加延べ数	298	277		21
平成十五 年度	回数	36	28	8	
	頻度	4回/月	3回/月	1回/月	
	登録者数	22	18	4	
	参加実人員	26	22	4	
	参加延べ数	256	231	25	

- ・平成15年度に地域活動所きらり開設後は、ソーシャルクラブメンバーの活動所利用が円滑にいくよう、活動所と共同で活動を行った。地域の受け皿としての役割が円滑に移行されたため、下地区のソーシャルクラブは平成15年度で終了とした。
- ・上地区ソーシャルクラブはるかぜ会は、参加者減少のため、平成14年度で終了とした。

3) 事例検討会

① 目的

対象者の必要とする支援を明らかにするため、関係者における支援方針・計画を検討。

② 実施状況

ア. 所内事例検討会 月1回、嘱託医と保健所スタッフにて実施。

イ. 所外事例検討会 月1回、対馬いづはら病院・精神科スタッフと保健所スタッフで実施。

ウ. 臨時事例検討会 退院予定者や処遇困難ケース等の検討。

③ 実施内容

検討ケース種別分類

開催回数	合計		所内		所外		臨時	
	30		1		12		17	
	実	延	実	延	実	延	実	延
合計	27	33	1	1	12	12	14	20
精神障害関係	18	22	0	0	12	12	6	10
思春期関係	1	1	0	0	0	0	1	1
アルコール関係	2	4	0	0	0	0	2	4
薬物関係	0	0	0	0	0	0	0	0
老人関係	3	3	1	1	0	0	2	2
その他	3	3	0	0	0	0	3	3

- ・ 所内事例検討は、来所相談ケースの増加のため、実施ができなかった。

2) 精神保健福祉訪問指導

① 目的

- ・対象者の状況、家庭環境、社会環境等の実情を把握し、これらに適した相談指導を行う。
- ・医療の継続又は受診についての相談援助や勧奨の他、生活指導、職業に関する指導等の社会復帰援助や生活支援、また、家族が抱える問題等についての相談指導を行う。

② 訪問指導実績

年 度		平成13年度	平成14年度	平成15年度	
総 数	実	185	157	168	
	延	411	319	373	
疾 患 別	社 会 復 帰	実	120	59	55
		延	283	92	111
	老 人 精 神 保 健	実	7	8	19
		延	12	13	35
	ア ル コ ー ル	実	11	15	14
		延	29	23	31
	薬 物 依 存	実	1	2	4
		延	1	5	8
	思 春 期	実	0	0	0
		延	0	0	0
	そ の 他	実	46	73	76
		延	86	186	188
訪 問 経 路	町 か ら の 依 頼	実	8	3	14
		延	23	4	18
	医 療 機 関 か ら の 依 頼	実	41	7	8
		延	102	8	8
	通 院 医 療 公 費 負 担	実	68	102	65
		延	156	185	166
	家 族 か ら の 依 頼	実	21	7	9
		延	37	12	31
	そ の 他	実	47	38	72
		延	93	110	150
担 当 職 員	医 師	5	6	0	
	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	0	0	0	
	保 健 師	364	293	355	
	作 業 療 法 士	61	53	26	
	そ の 他	11	12	0	
合 計	441	364	381		
他 機 関 と の 同 行	医 療 関 係 者	9	4	0	
	保 健 関 係 者	3	5	46	
	福 祉 関 係 者	27	34	41	
	そ の 他	1	4	17	
	合 計	40	47	104	

- ・ 疾患別では、「社会復帰」と「その他」が多い。「その他」は医療中断や、まだ医療につながっていないケースがこれに含まれ、危機介入目的の訪問になっている。
- ・ 訪問経路では、「通院医療費公費負担」利用者が多い。
- ・ 他機関との同行では、町保健師との継続的な訪問を行ったため「保健関係者」との同行が増えている。

(2) 生活支援対策

1) 精神保健福祉相談

① 目的

本人、家族または、関係機関等から精神保健福祉に関する相談を受け、必要とする指導・支援を図っていく。

② 開催日

保健師による電話・来所相談 月～金曜日 9:00～17:00
精神科嘱託医による相談 月1回 不定水曜日

③ 事業内容

保健師、保健所精神科嘱託医による相談
各町との連携による指導・支援

相談状況

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		
		実	延	実	延	実	延	
所内相談	所内相談標榜日	24		245		246		
	所内相談開催日	65		46		72		
	総数	65	127	52	93	51	218	
	相談区分	社会復帰	37	63	12	12	11	17
		老人精神保健	0	0	0	0	0	0
		アルコール	1	2	5	6	1	3
		薬物依存	0	0	0	0	1	1
		思春期	7	14	19	53	20	130
		心の健康づくり	0	0	0	0	0	0
		その他	20	48	16	22	18	67
	担当職員	医師	69		46		14	
		精神保健福祉相談員	0		0		0	
		保健師	132		84		101	
		作業療法士	10		7		16	
		その他	4		12		0	
合計		215		149		131		
所外相談	所外相談標榜日	83		49		37		
	所外相談開催日	68		48		43		
	総数	133	491	77	390	58	319	
	相談区分	社会復帰	89	395	15	94	8	123
		老人精神保健	7	10	6	8	4	5
		アルコール	10	20	5	13	7	21
		薬物依存	0	0	0	0	0	0
		思春期	0	0	0	0	0	0
		心の健康づくり	0	0	0	0	0	0
		その他	27	66	51	275	39	170
	担当職員	医師	95		0		1	
		精神保健福祉相談員	0		0		0	
		保健師	403		345		257	
		作業療法士	100		73		28	
		その他	0		0		14	
合計		598		418		300		
電話相談	512		409		311			

- ・平成14・15年度の所内相談標榜日は、保健所嘱託医による相談日と保健師による随時相談日を計上（年末年始、祝日を除く平日）
- ・嘱託医による相談で思春期に関するものが増えている。

資料3 (7) 例7：地域精神保健福祉業務連絡会設置要綱 (福井県福井保健福祉センター)

(設 置)

第1条 福井健康福祉センター管内における地域精神保健福祉活動を、総合的かつ効果的に推進するために、地域精神保健福祉業務連絡会（以下「業務連」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 業務連は、福井健康福祉センター管内の関係機関等により構成する。県健康増進課、県精神保健福祉センター、福祉事務所、警察署、市町村関係部課、医療機関、精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者者地域生活支援センター、）職親事業所、福井障害者職業センター、福井公共職業安定所、社会福祉協議会、民生児童委員連合会、精神障害者家族会、精神保健福祉ボランティアグループ、グループホーム、教育機関、学識経験者、福井健康福祉センター

(会長および副会長)

第3条 業務連に、会長および副会長2名をおく。

- 2 会長および副会長は、業務連の構成機関等の中から選出する。
- 3 会長および副会長の任期は、2年とする。

(会 議)

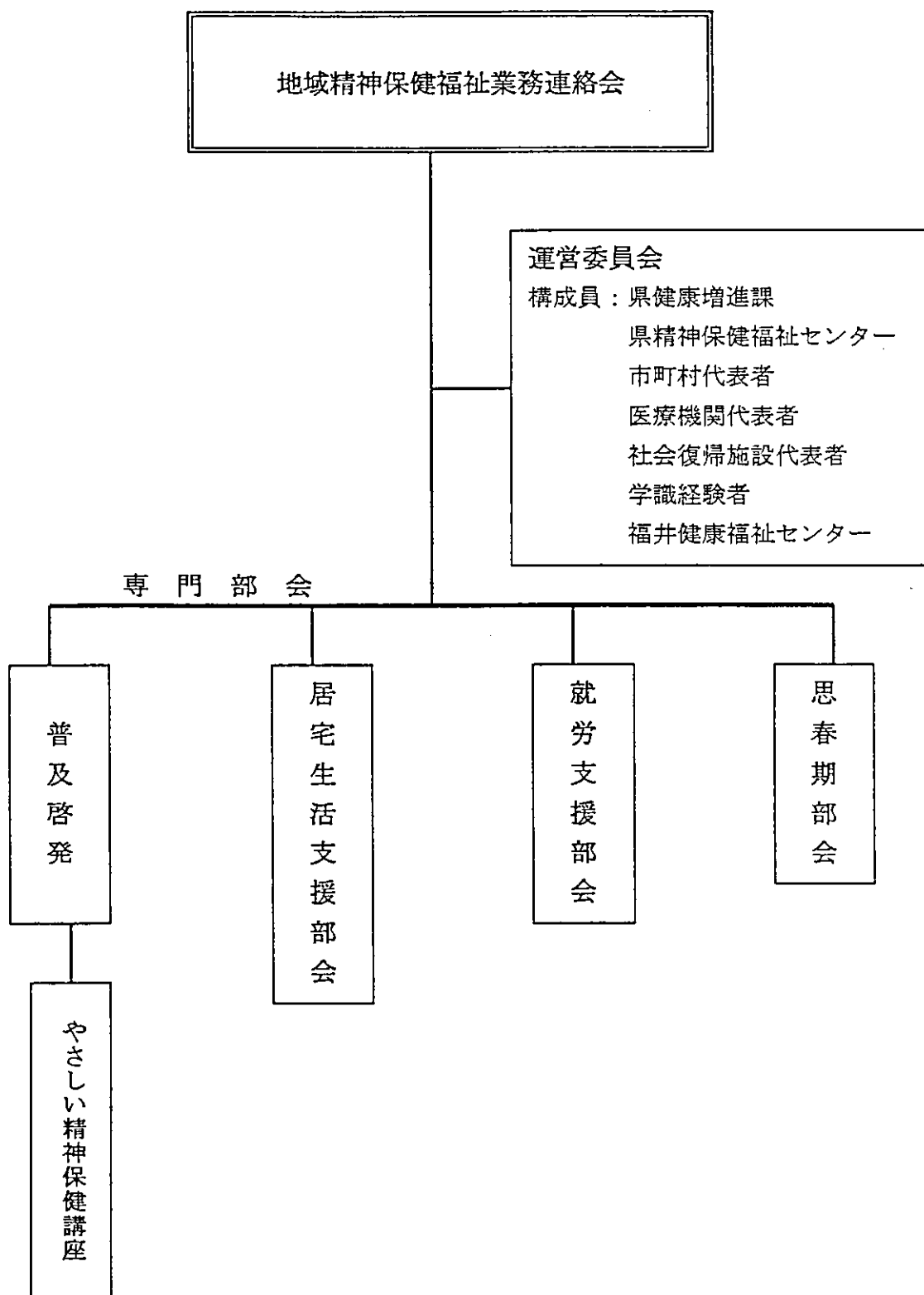
第4条 業務連は、年2回以上の全体会議を開催することとし、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時の会議を開催することができる。

(活動内容)

第5条 業務連は、次の活動を行う。

- (1) 関係機関相互の連携を進めるための調査、研究、学習活動
- (2) 地域における精神保健福祉活動、知識の普及活動
- (3) 地域住民の心の健康の保持増進および精神障害者の福祉向上を図るための活動
- (4) その他、地域精神保健福祉活動を推進するために必要と認められる活動

《地域精神保健福祉業務連絡会組織図》



資料4 (1) 例1：下京こころのふれあいネットワーク (京都市下京保健所)

下京こころのふれあい推進委員会

地域団体	下京区社会福祉協議会	下京民生児童委員会
	下京区保健協議会連合会	下京区地域女性会連合会
	下京区シルバークラブ連合会	
医療関係	下京東部医師会	下京西部医師会
関係機関	京都市こころの健康増進センター	
	京都七条職業安定所京都障害者職業相談室	
	京都府精神保健職親会	京都こころの悩み相談室
	精神障害者共同作業所	
行政関係	区役所	福祉部(福祉事務所) 保健部(保健所)

年 2回開催 実務者会議と合同学習会 1回
年1回の講演会及び共同作品展 準備協力、参加 等

下京こころのふれあいネットワーク実務者会議

地域団体	下京区社会福祉協議会		
医療(精神科標榜)関係	4診療所	4医院	4クリニック
関係機関	京都市こころの健康増進センター	京都こころの悩み相談室	
	京都障害者職業相談室	共同作業所	
	通院患者リハビリテーション事業協力事務所		

年5回開催
年1回の講演会及び共同作品展 準備協力、参加 等

事務局会議 年6回～

こころのふれあいネットワーク

平成4年頃 ～

山科区にて

単身の患者さんが比較的多い。

患者会主体の作業所、家族会主体の作業所、身体障害者主体の作業所が地域にあるが、交流は困難。

等あり、保健所は、地域の診療所が中心となった地域団体とのイベントと組み合わせ、地域のなかで少しでもホッとする場所を多くつくりたい。との意向で話し合うこととした。

地域の中でのスポーツ会、地域の中での学習会 等が始まる。

平成8、9年

中京区にて

市立病院の新設なった精神科外来が軌道に乗り、こころの増進センター9年開所。地域に大きな2つの家族会、診療所 デイケア等資源が多い。

点を線で結び、患者支援を中心に会議を持っていく。

京都市こころのふれあいプラン作成にあたり、他区でも始まっていた幾つかの取り組みと共に、ネットワークとして予算計上される。

以後、こころのふれあいネットワークとして、主体となったのは家族会であったり、作業所、診療所であったりしたが、14年には全区で立ち上る。

下京区

14年 共同作業所移転支援をきっかけとして会がもたれた。

精神障害者・地域支援ネットワーク、システム構築の意義

障害者基本法

ノーマライゼーションの理念から

精神保健法 → 精神保健福祉法（1995）

社会復帰 退院患者の増加をめざして

障害者プラン（7年計画—数値目標）

14年（2002）で達成可能（3万人の退院予定）

しかしこの5年間で病床6000弱減のみ

社会復帰のための機関も病院付属施設が多い

地域生活の支援の必要性

- ・ 障害者が必要に応じて利用可能な施設の整備
 - ※ こころのふれあいプラン
- ・ 利用者の為に支援する人たちの確立を高める
 - ＝ サポートネットワーク・システムの確立
 - ＝ 諸機関の他職種、相互信頼関係の確立
 - 利用出来るネットワークの公表、活用

これらを実現するために チームを作る必要性があり次のような作業が日常的に努力されねばならない

- ① 情報の交換
- ② 相互にその専門性を尊敬しあえる関係づくり
- ③ と同時に信頼の上に立って相互に批判しあえる関係（場）づくり
- ④ 互いに圏域内の資源を活用しあえる体験の増加
- ⑤ その圏域内に必要な（障害者のニーズに応えるために）資源を互いに協力しあって
つくりだす作業
 - 障害者が必要に応じて「その地域に必要な」施設の整備
- ⑥ ネットワークに関わる人、機関を増やす
- ⑦ 定期的な相互点検活動

これらの活動のコーディネーションが必要

（地域保健福祉法では保健所の役割と明記）

ケースによりその人の支援のネットワークのコーディネーターに誰が成っても良いはず
（職種ではない）しかし機関としては保健所の責任

支援の輪 ところのふれあいネットワークのご紹介

ところのふれあいネットワークとは

精神の病気や障害についての理解を深め、ところの健康への市民の関心を高めるとともに、地域で生活する精神に障害のある市民への支援活動を行うための市民参加型の地域組織(ネットワーク)のことです。

「ところのふれあいネットワーク」は、「京都市ところのふれあいプラン」において、地域交流のシンボル事業として位置づけ、平成11年度から保健所を中心にして各区ごとに構築され、現在、市内全区で活動が推進されています。



ネットワークにはどんな人(団体)が参加しているのですか

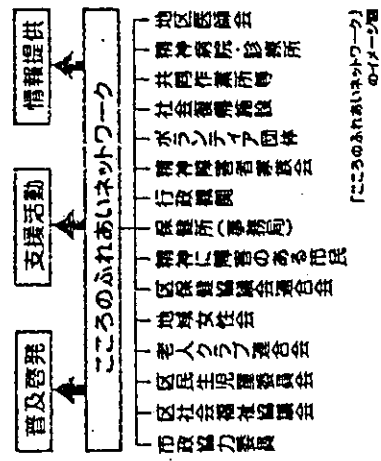
主には行政機関のほか、保健協議会をはじめとした地域住民団体、社会福祉協議会や医療機関、共同作業所など、10を超える団体が参加しており、当事者団体や家族会、ボランティア等が参加しているところもあります。

また、保健所に事務局を置き、具体的な企画や運営の方針については、関係者会議を適宜開催して決定しています。



ネットワークが行う活動にはどんなものがありますか

主に、次の3つの活動に取り組みんでいます。1つめに精神の病気や障害についての正しい知識や理解を深めるための普及啓発、そして2つめに障害のある市民や家族等への支援活動、3つめに、精神の病気や障害、ネットワークの活動に関する情報提供を行っています。



今後、ネットワークではどんな活動に取り組む予定ですか

現在、障害のある市民や家族の活動が少しずつ活発になってきており、市民の中にも理解の輪が広がっています。このような地域の動きを踏まえて、「ところのふれあいネットワーク」でも、障害のある市民や家族の意見を積極的に取り入れられるとともに、市民の誰もが参加できるように取組を工夫していくことも必要だと考えています。

そして、障害のある市民も、共に地域社会の一員として暮らせるようまなちづくりに向けて取り組んでいきます。

ところのふれあいネットワークの主な取組

現在、各区で取り組まれている活動には、次のようなものがあります。

- 普及啓発
 - 精神保健福祉連携講座、セミナーなどの開催
 - 夏まつりやバザーなど地域行事への参加
 - 作品展やコンサート等での障害のある市民の活動の発表
 - 地域懇話会、交流会の開催
 - 講演会、シンポジウムの開催
- 情報提供
 - 市民しんぶんや保健所、ニュース、区社協だよりを利用した取組の紹介
 - ネットワークの機関紙の発行



- 支援活動
 - 共同作業所や障害施設等への支援
 - ところのふれあい交流サロンへの支援
 - 当事者、家族の活動への協力
 - ボランティア等への活動支援

各区のところのふれあいネットワークのご紹介

行政区	町	名称
北区	北区ところのふれあいネットワーク	北区ところのふれあいネットワーク
上京区	上京区ところのふれあいネットワーク	上京区ところのふれあいネットワーク
左京区	左京区ところのふれあいネットワーク	左京区ところのふれあいネットワーク
中京区	中京区ところのふれあいネットワーク	中京区ところのふれあいネットワーク
東山区	東山区ところのふれあいネットワーク	東山区ところのふれあいネットワーク
山科区	山科区ところの健康を考える会	山科区ところの健康を考える会
下京区	下京区ところのふれあいネットワーク	下京区ところのふれあいネットワーク
南区	南区ところの健康を考える会	南区ところの健康を考える会
右京区	右京区ところのふれあいネットワーク	右京区ところのふれあいネットワーク
西京区	心の病を持つ人が地域で安心して暮らせるようにする会	心の病を持つ人が地域で安心して暮らせるようにする会
伏見区	伏見区ところの健康推進実行委員会	伏見区ところの健康推進実行委員会

各区のところのふれあいネットワークには、それぞれに独自の呼称があり、その活動は地域の特色を活かし、参加する関係者の工夫と努力によって展開されています。

お馴染みのところさんが尋ねてみました



京都市における社会復帰施設等の整備状況一覧表(行政区別)

16年

項目	通所授産施設	福祉ホーム	地域生活センター	グループホーム	ふれあい交流サロン	共同作業所	小規模通所授産施設	精神科デイケア	合計
北区				・ゆいまあるグループホーム ・ハートフルトボスベテラスダ		・Y O U Y O U 館 ・京都マツクワ沙 ・むつみ河の家 ・ゆいまある共同作業所		・つかさき医療院 ・京都博愛会病院	9箇所
上京区					・ふれあいサロン上原	・つくしハウス ・萬葉小路つくし ・サリユ		・つばき医療院	5箇所
左京区			・らしく	・ただいま荘		・ゆりかもめ舎 ・いろ々々舎 ・ゆいまあるレストラン	・あゆみ舎	・京都大学附属病院 ・民医連第二中央病院 ・川越病院 ・岩倉山山病院 ・北山山山病院 ・第二工ノ山診療所	14箇所
中京区	・京都市朱雀工務		・京都市精神障害者 地域生活支援センター なごやかサロン	・グループホーム翼陽	・ふれあいサロン円町	・あけぼの舎 ・パレットハウス	・京都ハチの会	・高木神経科医院 ・前田医院 ・まいるいクリニック	12箇所
東山区						・交流広場ライフアート		・今井診療所	2箇所
山科区				・わかばグループホーム		・山科やすらぎの里 ・隣だまクリニック ・協働ブラッツ ・ジョイント・ほつと	・オリブホットハウス	・竹村診療所	5箇所
下京区						・すぎなハウス		・安東医療院	3箇所
南区		・メゾンみやこ			・ふれあいサロンみなみ*				3箇所
右京区		・聖荘		・グループホーム山ノ内 ・ハートフルトボスノア	・ふれあい交流サロンてあたら	・京都希望の家 ・きょうとうWAKUWAKU座		・春日診療所	7箇所
西京区			・西京地域生活支援センター		・ふれあいサロンたんぼぼ	・たんぼぼハウス	・西山高原工務所 ・友輔館	・おくい診療所	6箇所
伏見区	・社会復帰センター定作業所	・ひびあたらた	・ふれあいサロンねこの郷	・グループホームひがしの ・グループホームやすらぎ ・グループホームとりてい	・ふれあいサロンつばさ		・京都ふれあい工務	・風地クリニック ・醍醐病院	11箇所
施設数	2箇所	3箇所	4箇所	10箇所	6箇所	24箇所	6箇所	22箇所	77箇所

平成15年

精神保健事業

社会復帰相談 実人数/延人数 32人/444人

精神保健相談 188人/894人

精神保健訪問指導 113人/605人

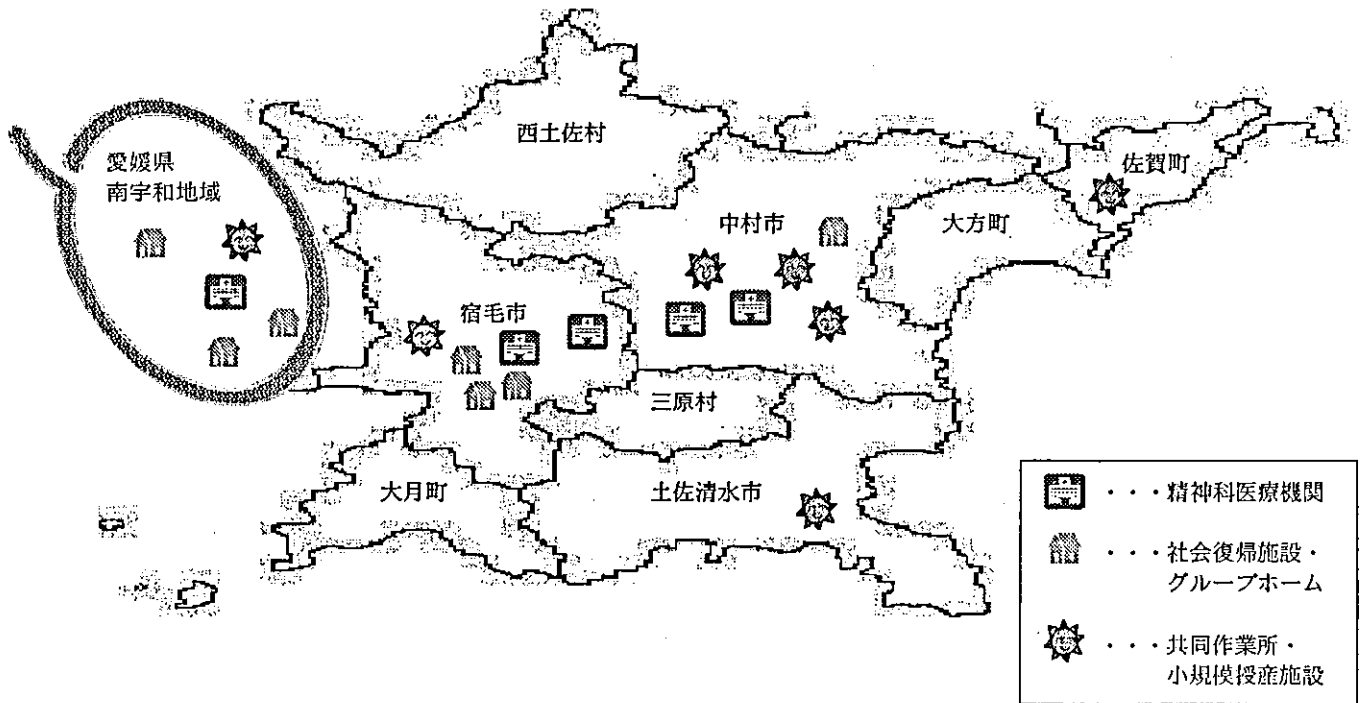
(13年述べ1095人訪問を減らすことが出来た)

衛生教育(教室) 45回 延人数 484人参加

24条6件 25条3件 34条1件

診察不要1件 措置該当3件 医療保護3件 その他3件

資料4 (2) 例2：幡多ネットワーク会議（高知県幡多保健所）



幡多ネットワーク会議って？

幡多地域では、自分達の地域の精神保健福祉を充実させるため、医療から保健福祉に至るまで連続したサービスを受け、安心して暮らせる地域をつくるための活動が必要と考え、その足がかりとして幡多地域の精神科医療機関と幡多保健所が実務者レベルで現状と課題を話し合い、互いの連携を深め、今後の地域づくりの方向性を探っていこうと、平成12年11月より、「幡多地域の医療・保健・福祉の充実のための連絡会（幡多ネットワーク会議）」がスタートした（精神保健福祉センターの働きかけとバックアップにより）。

14年度から精神保健福祉の相談業務や申請業務が市町村へ移行されることもあって、13年度からは市町村にも参加を呼びかけ2ヶ月に1回の開催とし、さらに地域への啓発活動を行おうと、14年度から『こころの健康フォーラム』を主催している。15年度にはこのフォーラムを市町村関係機関と共に企画し、市町村への出前方式で行った。16年度からは、作業所もメンバーに加わり、学校への普及啓発活動にも取り組もうとしている。こうした活動を通して、地域の関係機関のつながりができてきつつある。

年度	ネットワーク会議の主な内容	動き
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・地域の普及・啓発について ・保健システム・医療体制の構築について 	
13	<ul style="list-style-type: none"> ・連携について ・安心して暮らせる地域づくり ・事例をとおして各機関の役割を考える 	市町村もメンバーに加わる
14	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への業務移行についての意見交換 ・市町村の精神保健福祉サービスが提供しやすくなるために ・こころの健康フォーラムについて ・社会復帰施設のあり方・精神障害者の生活支援のあり方 ・法改正後、住民にとって市町村が身近に感じられる様になったか？ ・夢を語ろう～幡多地域のこれから～南宇和から学ぶ①～ 	ネットワーク会議の主催でこころの健康フォーラムを開催 社会復帰施設に関する意見交換会を市町村別に行なう
15	<ul style="list-style-type: none"> ・出前こころの健康フォーラム（土佐清水市・西土佐村・中村市） ・障害者の地域の暮らしを考える ・内科疾患を伴っている精神障害者への処遇について ・暮らしやすい地域をつくる～南宇和から学ぶ②～ 	社会復帰施設もメンバーに加わる 出前こころの健康フォーラムを3市町村の事業と共催で開催
16	<ul style="list-style-type: none"> ・出前こころの健康フォーラム（大月町） ・障害者の地域の暮らしを考える ・病院での手帳・32条申請受理時の声かけについて（市町村保健師とつながるために） ・こころの健康フォーラム（家族研修会・ボランティア交流会と） ・学校への普及啓発活動 	作業所もメンバーに加わる（知的障害の情報も入る様になった） 学校への普及啓発活動に取り組み始める

これからは・・・

精神障害に限らず、他の障害や障害のあるなしも関係なく、「住民の暮らし」を共に考えられる様なつながり・ひろがりをしていきたい。

平成16年度 幡多ネットワーク会議

日 時	内 容	参 加 者
H16・5・25 (火) 幡多保健所 3階大会議室	・16年度具体的活動と進め方 “フォーラムin中村”の報告 グループワークの進め方	市町村、渡川病院、けんみん病院、聖ヶ丘病院、社会復帰施設、精神保健福祉センター・保健所(26名)
H16・6・30 (水) 幡多保健所 3階大会議室	・フォーラムの具体的活動の取組 グループワークの進め方(フォーラム、暮らしを見つめる)	市町村、渡川病院、聖ヶ丘病院、けんみん病院、社会復帰施設、作業所(ひかり・さんご・きつと)精神保健福祉センター、保健所(24名)
H16・7・26 (月) 聖ヶ丘病院 作業療法室	・フォーラムの取り組み(学校向け及び一般向け) ・暮らしを見つめる…計画書の完成時期等	市町村、渡川病院、聖ヶ丘病院、社会復帰施設、支援センターこころ、教諭(松田川小)、精神保健福祉センター、保健所(33名)
H16・9・27 (月) 中村市健康管理センター	・フォーラムへの取り組み(大人向けフォーラム、子供向け啓発活動) ・暮らしを見つめる…住居、就労	市町村、渡川病院、聖ヶ丘病院、けんみん病院、社会復帰施設、作業所(ひかり・さんごはうす・森のいえ)精神保健福祉センター、保健所(28名)
H16・11・24 (水) 幡多保健所 3階大会議室	・フォーラムへの取組…学校向けフォーラム、家族研修会・ボランティア・当事者交流会 ・暮らしを見つめる…住居、就労の風船図作成	市町村、渡川病院、聖ヶ丘病院、けんみん病院、社会復帰施設、作業所(ひかり・森のいえ・あゆみ)、精神保健福祉センター、保健所(28名)
H17・1・6 (木) 幡多保健所 3階大会議室	・フォーラムへの取組…中筋中学校、家族研修会・ボランティア・当事者交流会について報告 ・暮らしを見つめる…風船図作成	市町村、渡川病院、聖ヶ丘病院、けんみん病院、社会復帰施設、作業所(ひかり・あゆみ・さんごはうす)、精神保健福祉センター、保健所(37名)
H17・3・9 (水) 中村市立中央公民館 (1階大会議室及び2階大ホール)	・フォーラム、暮らしを見つめるグループの取り組み ・ネットワークサミット開催	

こころの健康フォーラム（ネットワーク会議の活動として開催）

開催日	場所	参加人数	内容
H16・11・13（土）	大月町健康管理センター	300人 （一般）	・「大月町病院20周年記念事業」に併せて朗読劇（あなたに会えてよかった）を実施
H16・12・18（土）	中村市立中央公民館	171人	・幡多ブロック家族研修会、精神保健福祉ボランティア交流会と合同で開催 ◎テーマ「手をつなごう、住みやすい地域を目指して」 ☆ シンポジウム ☆コース別企画（家族・ボランティア、当事者・作業所紹介） ☆ミニコンサート ※ 作業所や施設の出店
H17・2・18（金）	中筋中学校（図書室）	教諭…10人 ネットスタッフ…7人	・学校向けフォーラムの事前学習会として、教諭向けに講話 ☆ 講師 喜井 大 医師 「精神障害者の基礎知識」 ※平成17年度に、3回コース（学習・交流・グループワーク）で実施予定。 （5月12, 19・20, 26） ※中筋中学校（全員）
H17・3・9（水）	中村市立中央公民館	関係機関	☆「ネットワーク・サミット」を精神保健福祉センターと共催で実施（住民主体の地域精神保健福祉を育むために議論・検討） ・県内地域ネットワーク活動報告 ・南宇和ネットワーク活動から ・島根県出雲におけるネットワーク活動について ・ディスカッション「これからの地域ネットワーク活動と精神保健福祉」

資料5 (1) 例1 : 平成15年度精神障害者退院促進支援事業

(栃木県・医療法人秋山会地域生活支援センターに委託)

事業実績の概要

NO	氏名	訓練内容	結果
1	I. K	生活訓練施設への体験入所(2回・計5日間)、民間アパートへの体験宿泊等を実施し、服薬の自己管理、小遣いの使い方等を訓練した。	退院には至らなかったが、具体的な日常生活のイメージを身に付けたことにより、積極的に退院しようとする姿勢が伺えるようになった。
2	K. W	症状が再燃したため、担当医の判断で訓練を中止した。	同左。
3	S. N	小規模共同作業所への体験通所等を実施し、他の利用者との交流、单身生活の方法等を訓練した。	退院には至らなかったが、单身生活に関心を示すようになり、グループホーム等の空きさえあれば、退院可能な状況となった。
4	F. O	生活訓練施設への体験入所(3回・計11日間)、小規模共同作業所への体験通所等を実施し、他の利用者との交流、生活リズムの習得等を訓練した。	退院には至らなかったが、自宅に加え、生活訓練施設も退院先として考えるようになった。
5	G. M	退院に拒否を示していたため、退院そのものに関心を持ってもらうべく、病棟スタッフとともに福祉ホーム等を多数見学した。	福祉ホーム等の見学を重ねることにより、これまで疎遠であった病棟スタッフとの関係が密になったが、退院を拒否する姿勢は終始変わらなかった。
6	T. N	福祉ホームへの体験入所(6回・計28日間)等を実施し、服薬の自己管理、布団の引き方等といった日常生活に必要な技能等を訓練した。	体験入所を重ねることにより、退院後の生活に自信が持てるようになり、3月24日付けで退院し、福祉ホームに入所するに至った。
7	J. K	生活訓練施設の見学を行ったが、病院外に出ることを極端に嫌がったため、病院外の世界に目を向けさせるべく、院内作業所のレクリエーション活動を通じ、頻繁に外出させた。	買い物、外食等の外出は行うようになったが、見知らぬ人との接触を頑なに拒否したため、具体的な退院訓練は何ら行うことができなかった。
8	T. T	生活訓練施設への体験入所(3回・計10日間)、小規模共同作業所への体験通所等を実施し、服薬の自己管理、他の利用者との交流等を訓練した。	事業期間中には退院するまでに至らなかったが、体験入所をきっかけとして、何事にも積極的に取り組むようになった結果、これが退院への自信に繋がり、4月5日付けで退院し、生活訓練施設に入所する見込みとなった。

NO	氏名	訓練内容	結果
9	T. I	<p>家族が退院に消極的であったため、自宅への外泊訓練（3回・計7日間）を実施し、病気に対する家族の理解を深めた。</p>	<p>訓練中にストレスが溜まると、他の患者の食べ物を盗食する等の問題行動を起こし、事業期間中には退院するまでに至らなかったが、自宅への外泊訓練を地道に行った結果、家族も退院に前向きとなり、3月30日付けで退院し、自宅へ戻る見込みとなった。</p>
10	K. M	<p>自宅への外泊訓練を実施し、生活リズムの習得等を訓練した。</p>	<p>退院には至らなかったが、自宅への外泊訓練に積極的に取り組み、退院への意気込みが感じられるようになった。</p>

1 精神障害者退院促進支援事業とは

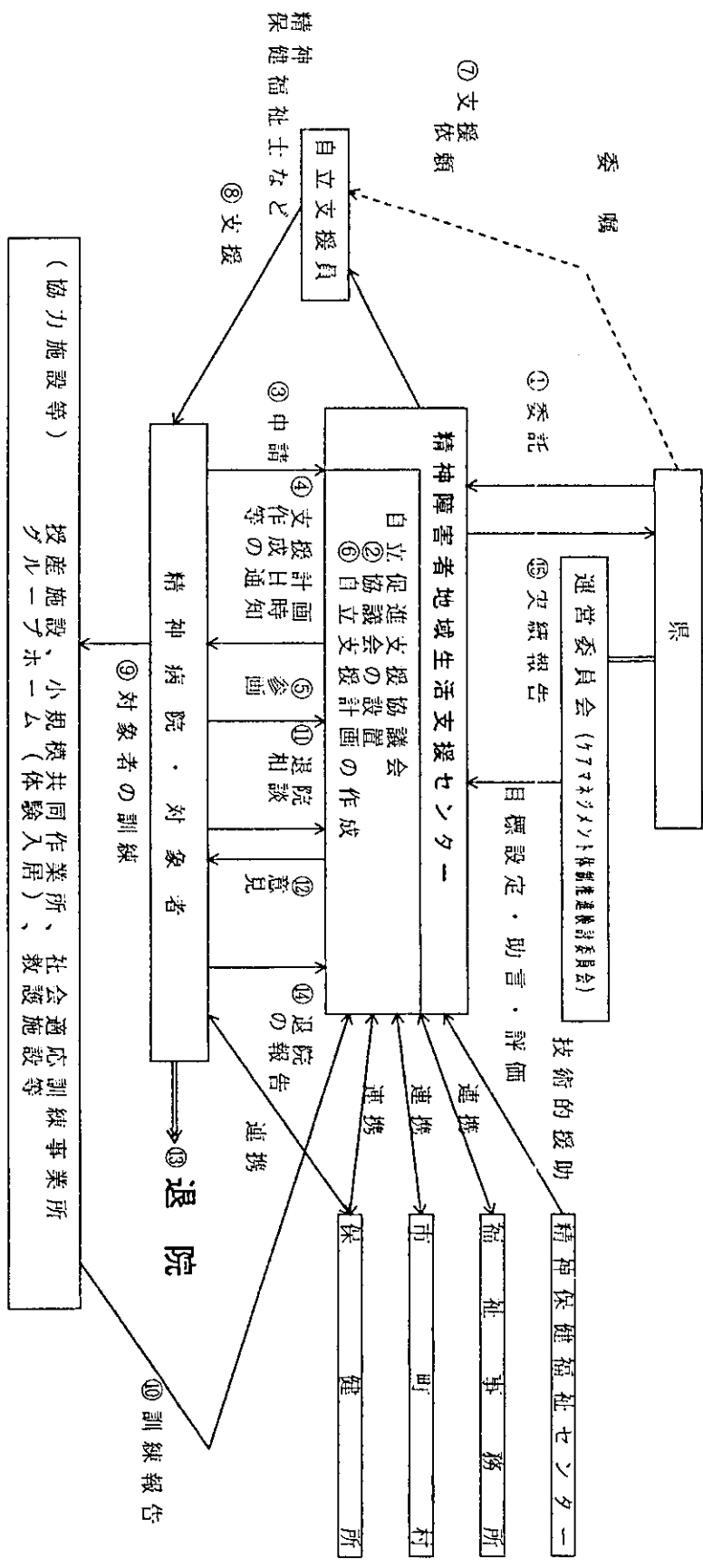
(1) 精神障害者退院促進支援事業とは

精神障害者退院促進支援事業とは、精神障害者の社会的自立を促進することを目的としており、国が策定した精神障害者退院促進支援事業実施要綱（平成15年5月7日付け障第0507001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者（以下「対象者」という。）に対し、活動の場を与え、退院のための訓練を行うものである。

具体的には、本事業は、都道府県が精神障害者地域生活支援センターに委託して実施し、受託した同センターは、対象者の退院訓練及び対象者への支援に直接関わる者により構成する自立促進支援協議会を設置し、対象者、自立支援計画、協力施設等を決定する。

そして、対象者は、各対象者ごとに決定された自立支援計画に基づき、自立支援員の支援を受けながら、各協力施設において退院のための訓練を受けることとなる。

(2) 精神障害者退院促進支援事業のフロー図



- ① 手戻 (精神自立) ② 手戻 (精神自立) ③ 手戻 (精神自立) ④ 手戻 (精神自立) ⑤ 手戻 (精神自立) ⑥ 手戻 (精神自立) ⑦ 手戻 (精神自立) ⑧ 手戻 (精神自立) ⑨ 手戻 (精神自立) ⑩ 手戻 (精神自立) ⑪ 手戻 (精神自立) ⑫ 手戻 (精神自立) ⑬ 手戻 (精神自立) ⑭ 手戻 (精神自立) ⑮ 手戻 (精神自立)
- ① 手戻 (精神自立) ② 手戻 (精神自立) ③ 手戻 (精神自立) ④ 手戻 (精神自立) ⑤ 手戻 (精神自立) ⑥ 手戻 (精神自立) ⑦ 手戻 (精神自立) ⑧ 手戻 (精神自立) ⑨ 手戻 (精神自立) ⑩ 手戻 (精神自立) ⑪ 手戻 (精神自立) ⑫ 手戻 (精神自立) ⑬ 手戻 (精神自立) ⑭ 手戻 (精神自立) ⑮ 手戻 (精神自立)
- ① 手戻 (精神自立) ② 手戻 (精神自立) ③ 手戻 (精神自立) ④ 手戻 (精神自立) ⑤ 手戻 (精神自立) ⑥ 手戻 (精神自立) ⑦ 手戻 (精神自立) ⑧ 手戻 (精神自立) ⑨ 手戻 (精神自立) ⑩ 手戻 (精神自立) ⑪ 手戻 (精神自立) ⑫ 手戻 (精神自立) ⑬ 手戻 (精神自立) ⑭ 手戻 (精神自立) ⑮ 手戻 (精神自立)

2 平成15年度精神障害者退院促進支援事業の概要

(1) 委託先

医療法人秋山会地域生活支援センターさの

(2) 期間

平成15年10月15日～平成16年3月26日

(3) 運営委員会（栃木県精神障害者ケアマネジメント体制推進検討委員会を活用）

① 構成委員：16名

所属団体・施設名	役職名・氏名
財団法人栃木県精神衛生協会	会長 青木 公平
社団法人栃木県精神障害者援護会	副会長 小池 秀明
日本精神保健福祉士協会栃木支部	運営委員 塚原 茂
栃木県西健康福祉センター	副主幹 荻野 和子
栃木県東健康福祉センター	副主幹 大越 悦子
栃木県南健康福祉センター	副主幹 中河原 幸子
栃木県北健康福祉センター	主査 高橋 良子
栃木県安足健康福祉センター	係長 山口 えり子
宇都宮市保健所	係長 小林 美枝子
鹿沼市障害福祉課	主査 山口 順子
芳賀町保健福祉課	主任主査 矢口 富子
小山市福祉課	主任 大橋 雅子
黒磯市社会福祉課	主査 穂山 重美
足利市社会福祉課	主査 赤坂 由里
栃木県精神保健福祉センター	所長補佐 村上 カネ
栃木県保健福祉部健康増進課	主幹兼課長補佐 矢板橋 チヅ子

② 開催時期及び協議内容

開催時期	協議内容
平成15年9月25日	対象者数、協力施設数等について数値目標の設定等を行った。